

日本学生支援機構奨学金臨時奨学金の申込／Application for JASSO Temporary Scholarship

学生各位

この度の令和6年能登半島地震に被災し、家計が急変した学生は以下の奨学金に申込ができます。申込を希望される方は学生支援課学生支援係までご連絡ください。

1及び2の奨学金は併給可能です。該当者は両方の奨学金に申請できます。

1. 日本学生支援機構の給付奨学金の家計急変採用及び貸与奨学金の緊急採用・応急採用生計維持者が震災、火災、風水害等に被災し家計が急変した場合に申込ができます。詳細は別紙を参照ください。

※生計維持者…父母（父母ともいる場合は2人とも）。父母ともいない場合は、代わって生計を維持している主たる人

【別紙】

https://www.kanazawa-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2023/02/R5_saigai_bessi.1.2.pdf

2. 日本学生支援機構のJASSO災害支援金

学生又はその生計維持者が居住する日本国内の住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた方、また、自治体からの避難勧告等が1か月以上続いた方は申込ができます。詳細は日本学生支援機構のホームページを確認してください。

(日本学生支援機構ホームページ JASSO 災害支援金)

<https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html>

(問い合わせ先) 在学者ワンストップサービス窓口

※問い合わせはメールにてお願いします。

Mail: answer_g@adm.kanazawa-u.ac.jp